

○扶桑町公共工事の中間前金払取扱要綱

令和4年3月29日要綱第9号

令和6年3月29日要綱第19号

扶桑町公共工事の中間前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、扶桑町が発注する公共工事に係る工事請負業者の調達資金の安定化を図り、公共工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条並びに扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号）第54条及び扶桑町下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成30年扶桑町規則第27号）第32条第3号の規定により中間前金払に関する取扱いについて定めるものとする。

(中間前金払の対象工事)

第2条 中間前金払の対象とすることができる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項で規定する公共工事（土木建築に関する設計、調査、測量及び監理を含まない。）のうち、1件の契約金額が300万円を超え、かつ工期が60日を超えるものとする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うことができるものとする。

- (1) 前払金を受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 部分払の請求をしていないこと。ただし、債務負担行為又は継続費に係る2年度以上にわたる契約を除く。

(中間前金払の制限)

第4条 町長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前金払の額)

第5条 中間前金払の額は、受注者が第9条第1項の規定に基づく書類の提出をした時点（以下、「認定請求時」という。）における契約金額に100分の20を乗じて得た額以内とし、既に支払った前払金との合計額が認定請求時における契約金額の100分の60以内とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(2年度以上にわたる契約における中間前金払)

第6条 継続費に係る2年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

- 2 繰越明許費（事故繰越も含む。）に係る翌年度にわたる契約における中間前金払は、認定請求時における契約金額の総額に対してすることができる。
- 3 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の出来高予定額に対してすることができる。

4 第1項及び前項の規定に基づく各年度ごとの中間前金払をすることができる要件は、第3条中「工期」とあるのは「当該年度の工期」と、「当該工事」とあるのは「当該年度の工事」と、「契約金額」とあるのは「当該年度における出来高予定額」と読み替えて、第3条の規定を準用するものとする。

(対象及び割合の明示)

第7条 中間前金払の対象となる工事及び中間前金払の割合については、入札条件（見積条件も含む。）として、あらかじめ入札参加者に対し、これを明示するものとする。

(中間前金払と部分払)

第8条 受注者は、同一の契約において中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、債務負担行為又は継続費に係る特例として、各年度末の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた工事についても行うことができるものとする。

(中間前金払の認定)

第9条 受注者は、中間前金払を請求する際は、中間前金払認定請求書（様式第1）に実施工程表を添付して申請するものとする。

2 工事担当課は、受注者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、第2条に定める要件を満たしているかを確認し、要件を満たしていると認めるときは、原則として中間前金払認定請求書を受理した日から起算して7日（扶桑町の休日を定める条例（平成2年扶桑町条例第23号）第1条に規定する町の休日を除く。）以内に、中間前金払認定通知書（様式第2）を受注者に交付するものとする。ただし、提出書類に不備があった場合は、請求者に対し、当該書類の補正を求め、これに要した日数は含めないものとする。

3 前項の規定により中間前金払認定通知書を受けた者は、法第5条第1項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する中間前払金について保証契約を締結した保証証書（以下「中間前金払保証証書」という。）及び中間前金払請求を提出するものとする。

(支払)

第10条 中間前金払は、中間前金払保証証書を寄託させ、中間前金払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(返還)

第11条 中間前払金の支払いを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 中間前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 法第5条に規定する保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。
- (3) 当該工事の契約が解除されたとき。

2 前項の場合において、中間前金払を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該中間前払金に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した利息（100円未満切捨

て) を付するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1 (第9条関係)

中間前金払認定請求書

年 月 日

扶桑町長 殿

受注者 住 所

(所在地)

氏 名

〔名称及び〕

〔代表者指名〕

次の工事について、中間前金払を受けたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

工 事 名	
路線等の名称	
工事場所	
契約締結年月日	年 月 日
契約金額	金 円
工 期	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
前 払 金 額 (受領済額)	金 円
進 捗 状 況 (年 月 日現在)	契約金額の % (工期が複数年の場合は、各年度における出来高予定額に対する割合を記載すること。)
	全工程の % (工期が複数年の場合は、各年度における作業工程に対する割合を記載すること。)
添 付 図 書	作業状況を記した実施工程表

様式第2 (第9条関係)

中間前金払認定通知書	
年 月 日	
殿	
扶桑町長 印	
<p>年 月 日付けで認定請求のありました次の工事について、中間前金払の要件を満たしていることを認定します。</p>	
工 事 名	
路線等の名称	
工事場所	
契約締結年月日	年 月 日
契約金額	金 円
工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
前 払 金 額 (受領済額)	金 円
適 要	